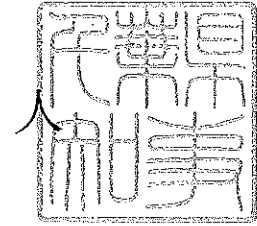


令和 4年 9月 6日

(株) ライト建設

齋藤 久司 様

千葉県知事 熊 谷 俊



一般 建設業の許可について (通知)

令和 4年 7月 25日付けで申請のあった一般建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

記

許 可 番 号 千葉県知事 許可(般一 4) 第 33300 号
許可の有効期間 令和 4年 9月 10日から 令和 9年 9月 9日まで
建設業の種類

土木工事業
とび・土工事業
タイル・れんが・ブロック工事業
鉄筋工事業
しゅんせつ工事業
解体工事業

大工工事業
石工事業
鋼構造物工事業
舗装工事業
水道施設工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和 9年 8月 10日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)